

大統領弾劾政局における展望およびその示唆点

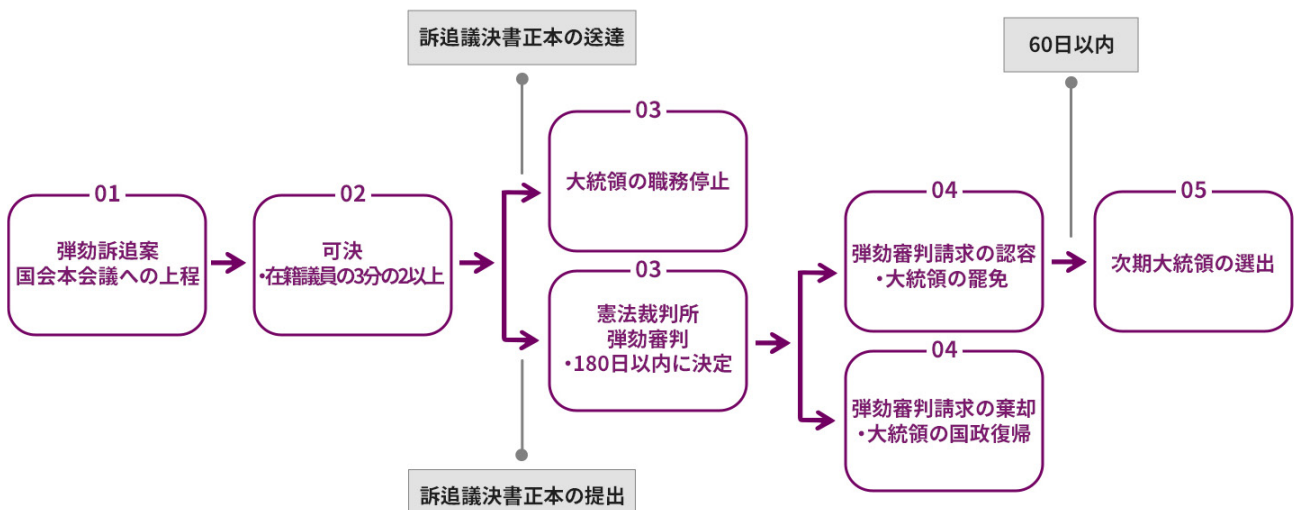
December 17, 2024

尹錫悦(ユン・ソクヨル)大統領が宣布した非常戒厳に関連し、「共に民主党」等の6つの野党において発議された弾劾訴追案につき、2024年12月14日の17時頃、国会本会議で総投票数300票のうち、賛成204票、反対85票、棄権3票、無効が8票となり可決されました。

これに対して法務法人(有)世宗では、今回の弾劾訴追可決後に予想される手続、今後の大統領職務停止に伴う権限代行における職務範囲、憲法裁判所の審理およびその日程、並びに弾劾審判期間中の政府における国政運営の方向性等をはじめとし、顧客の皆様が関心を持たれている幾つかの事項について質疑応答の形式で整理しました。

- 24. 12. 3. 22:25 大統領による非常戒厳の宣布
- 24. 12. 4. 01:00 国会において非常戒厳解除要求の決議案票決 → 可決
- 24. 12. 4. 04:30 大統領による非常戒厳の解除
- 24. 12. 7. 21:26 国会における弾劾訴追案の票決 → 票決不成立
- 24. 12. 14. 17:00 国会における弾劾訴追案の票決 → 可決

1. 大統領弾劾訴追案の可決による今後の手続



2. 権限代行体制への転換

Q 正確な権限代行の開始および終結の時点はいつ頃なのか？

- 大統領室において訴追議決書の正本送達を受け取った時点から、権限代行が開始される。権限代行の期間は、今後①憲法裁判所（以下「憲裁」といいます。）が弾劾審判請求を認容する場合、新たな大統領の任期開始の時までとなり、②憲裁が弾劾審判請求を棄却する場合には、権限代行は直ちに終了となる。

Q 権限代行者は誰になるのか？

- 大統領職務停止の際、國務総理が権限代行実施（憲法第71条）。
- 権限代行者の順序は國務総理 → 企画財政部長官 → 教育部長官 → 科学技術情報通信部長官 → 外交部長官の順となる（憲法第71条、政府組織法第12条、第26条）。
- 今後、万が一、権限代行者に欠位や事故（弾劾訴追案の可決等）が生じる際には、上記順序に応じて次の権限代行者が定められる。

Q 権限代行の職務範囲について

- 権限代行は、国軍統帥権、戒厳宣布権、条約の締結・批准権等の大統領の憲法・法律上の権限を委任され、国政運営の全般に対する権限を行使することができる。憲法および法律上、権限代行の職務範囲を制限する規定はない。
- なお、権限代行者は、選出職である大統領とは民主的正当性等において区別されるだけに、権限代行の職務範囲は現状維持的な水準に留めるべきであるという見解が多数である。
- しかしながら、現状維持の概念やその程度が不明確であり、権限代行の職務範囲を制限する明示的規定がない以上、権限代行の「職務範囲内の事項」であるか否かは、当該職務の内容、緊迫した事情の有無、当時の政治的状況等を総合的に考慮して判断される事項であり、一義的な判断が難しい。
- 参考までに、2016年朴槿恵（パク・グンヘ）元大統領の弾劾当時、黄教安（ファン・ギョアン）権限代行は、文化体育観光部第1次官、駐ベルギー・欧州連合大使、公正取引委員会副委員長および常任委員、放送通信委員会委員、大法院長が指名した憲法裁判官（弾劾審判決定以降）を各々任命しており、仮釈放も実施した。

Q

権限代行の憲法裁判官・常設特別検事¹の推薦依頼および任命が可能なのか？

- 現在、空席となっている憲法裁判官3名は国会推薦分として、大統領の任命は要式行為性の手続として評価され、憲裁の本質的な機能回復のための避けられない手段としての性格もあるため、権限代行が任命することができるという見解が多数である。
- 常設特別検事を通じた捜査については、国会本会議の議決等によって定められるものであり（特検法第2条）、後続手続となる大統領の候補者推薦の依頼・任命は、要式行為性の手続として評価されるため、権限代行の常設特検推薦の依頼・任命も可能であるものと思われる。ただし、実際に権限代行が常設特検推薦の依頼・任命を行うかについては、現時点で明らかではない。

Q

権限代行の法律案再議要求（拒否権）の行使が可能なのか？

- 法律案に対する再議要求（拒否権）は、選出職大統領の固有の権限という見方もあるが、法的に権限代行の拒否権行使が制限されることはない。
- 参考として、盧武鉉（ノ・ムヒョン）元大統領の職務停止当時、高ゴン（ゴ・ゴン）権限代行は、野党が主導する「赦免法改正案」、「居昌良民虐殺事件補償特別法」に拒否権行使を行っている。

3. 憲法裁判所の弾劾審理および決定

Q

憲法裁判所裁判官が6人に過ぎないが、審理を開始するのか？

- 原則として、弾劾審理の審理定足数は7名、議決（認容）定足数は6名である（憲裁法第23条）。ところが2024年10月、憲裁法第23条第1項（審理定足数7名）に対して効力を停止する処分が認容されたため、現在は6人体制で審理・決定のいずれも可能な状況である。
- ただし、6人体制で弾劾の可否決定まで行うことには、事案の重大性等において負担が大きいため、正当性を確保すつために、裁判官の追加任命後、審理がなされる可能性もある。もしもこのように追加任命が行われるのであれば、「6人体制の審理開始 - 裁判官の追加任命 - 弁論更新の手続き」等を経て、新たに任命された裁判官らも審理の途中から参加し、決定まで行う構造となる見込みである。
- なお、憲裁は2024年12月1日「非常戒厳宣布行為等の違憲確認事件」に対して全員裁判部に付され審理をすでに開始している。

¹ 特別検事は、(1) 現在施行中の特検法に基づき、特定状況の発生時に特検を任命して捜査を担当できる常設特別検事（例：セウォル号特検）と(2) 特定状況の発生時に、別途の特検法案を発議して法律で制定した後、捜査を担当する一般特別検事（例：朴槿恵特検、ドルキング（SNS等のコメント操作事件のこ）とに区別される。

Q 憲法裁判所の決定はいつ頃と予想されるか？

- 弾劾審判事件の受付日から180日以内に、宣告を行うことが原則となっているが（憲裁法第38条）、上記期間は拘束力のない訓示規定である（憲裁2014年6月3日宣告2014憲マ433決定等）。実際に180日以内に決定されていない事件が多数存在する。
- ただし、過去の大統領弾劾審判の場合、国政の空白を最小限とするために集中審理を通じて迅速な決定を行った（盧武鉉元大統領：63日、朴槿惠元大統領：91日）。
- 一方、弾劾審判請求と同じ事由で刑事訴訟が進行している場合、裁判部は審判手続を停止することができるが（憲裁法第51条、A検事の弾劾審判は刑事訴訟により停止する。）、今回の弾劾審判の場合、事案の重大性および世論の動向等に照らし、手続停止の可能性は低いものと思われる。
- 弾劾審判には、刑事訴訟法令が準用され、刑事訴訟法第312条第1項改正により（2022年1月1日施行）関係者の検察被疑者尋問調書に対し、被告人の証拠不同意の際、関係者が全て証人として出席しなければならないこと等から、審理に相当な時間がかかる可能性があるものの、2025年4月18日、大統領分である裁判官2名（憲裁所長権限代行を含む。）が退職するだけに、可能な限りそれ以前に決定しようとするものと予想される。
- 朴槿惠元大統領の弾劾審判においては、弁論20回、証人25名が召喚された。

Q 憲法裁判所では主にどのような内容が審理されるのか？

- 非常戒厳が統治行為として司法審査の対象となるか、非常戒厳当時の状況が発動要件（戦時・事変またはこれに準ずる国家非常事態等）を充足するか、国会の権限に対して特別な措置を取ることができるか、かつ実際に国会・国会議員に措置を取ったか、中央選挙管理委員会に対する特別措置が憲法に違背しているかなどを審理することが予想される。

4. 今後の国会および行政部運営の展望

Q 国会の展望について

- 野権において弾劾可決にもかかわらず、非常戒厳に関連する常任委員会（国防委員会・行政安全委員会・情報委員会・国会運営委員会等）を通じた懸案質疑および聴聞会等は勿論のこと、国政調査、特検法、常設特検等により積極的な真相調査活動を続けるものと予想される。
- また、野党では、党論として採択した重点推進法案および中道層対象の法案等の処理にも党の力を集中するものと思われる。
- なお、与党・野党における議席数の差があるものの（第20代与党128議席、第22代与党

108議席)、朴元大統領弾劾訴追案の国会本会議可決後から憲法裁判所の弾劾認容までの本会議の法案処理動向²を分析してみると、法案処理において第20代国会期間中の他の年度(2017~2020年)と比較しても有意な差はなかった。

Q 行政部運営の展望について

- 非常戒厳事態により長官が空席となった国防部・行政安全部・法務部等は次官職務代行体制で運営され、捜査または弾劾対象とされる国務委員が長官を務める行政各部門も、次官が主導する可能性がある。
- その他に、与党・野党・政府の非常経済協議体等が構成される場合、国政空白のない経済運営に貢献するものと予想される。
- 参考までに、朴元大統領の職務停止当時、与党・野党・政府協議体を構成し、喫緊の懸案事項であった鳥インフルエンザの拡散防止や物価安定対策づくり等を推進したことがある。

5. 政府の主な政策および主要規制機関における活動基調の展望

Q 経済分野および関連政策について

- 非常戒厳事態および政局の混乱により、12月9日に金融・外国為替市場における不安定性がピークに達していたものの、予算案および歳入予算案の付随法案等の通過計画が発表されるなどして、12月10日からは金融・外国為替市場の不安定性が落ち着いて小康状態になっている。
- 通常、政権末期に起こりがちなレームダック現象よりも、より深刻な状況に直面している現時点において、状況管理の他、新たな政策を推進することは難しいものと思われ、現時点で最も重要な状況管理としては、金融・外国為替市場の安定と国際的な信用管理であるものと思われる。
- 2025年度の経済政策運用方案が未発表の状態ではあるものの、権限代行体制においても市場主体らの試金石となる経済運用方案は発表されるものと予想される。ただし、新規の内容、特に経済関連の法律改正計画や大型国策事業の推進計画等は含まれにくい可能性がある。

Q 外交分野および関連政策について

- 非常戒厳事態以降、すでに多数の高官級行事がキャンセルまたは延期されており、当分はこのような状況が続く懸念がある。特に政府全体的に、高位官僚の人事凍結が決定される場合には、公官長発令も猶予され、積極的な外交活動が当分の間制約される可能性がある。

² 国会は、本会議を総17回開催し、約380件の議案を処理した(ただし、本会議が全て法律案処理のために開催されたわけではない。)

- 2025年11月に韓国で開催される予定のAPEC首脳会議の場合、未だに十分な時間があり、ホストとしての役割を担うのに日程上、大きな問題はないと予想される。
- なお、来年1月に就任する米国のトランプ大統領側も、状況が収まるまで、当面は韓国との対話は様子見の姿勢を維持するという立場を見せており、安保・経済の多方面において米国との調整が必要になるものと予想される。

Q

主な規制機関における政策基調の展望について

- 検察・警察、金融委員会・金融監督院、公正取引委員会等の主要の規制機関における政策基調は、朴元大統領の弾劾当時の事例に照らしてみると、人事等の行政、個別事件の処理や政策に関連する「日常的」業務等は、権限代行体制に入る前とほぼ同様に行われるものと展望される。
- **(検察・警察)**弾劾訴追案の可決により大体において管理型モードに転換するものと予想される。検察は政治的に敏感な事案については勿論のこと、企業不正に対する大規模捜査への新規着手は容易ではなく、弾劾の局面に伴う社会秩序の安定に関連する事件(例えば、麻薬・詐行行為・ボイスフィッシング等の社会的被害が大きい民生事件)に集中するものと思われる。警察は新規の庁長任命までは混乱が見せるものと懸念されるものの、国家捜査本部が中心となりながら、本部長が来年5月頃までには捜査を主導するものと予想される。
- **(金融委員会・金融監督院)**現在進められている金融委員会関連の政策は、その殆どが予定通りに推進される可能性が高いものと思われる、すでに金融監督院が処理している個別の制裁案件が、金融委員会に付議される場合には、これに関する審議・議決も通常通りに行われるものと展望される。参考までに、朴元大統領弾劾時にも、内部人事等の行政、個別事件の調査や処理、既存政策に関連する日常的業務に関する大きな変動事項がなかった。現在、国内・国際的な経済状況が不透明であることに加え、2025年1月に米国トランプ政権が稼働することになると、国際関係においても不確実性が大きく増加する可能性があることを考慮すると、金融監督当局は金融市場および金融産業の安定に向けて必要な業務や対策に優先順位を置いて注力するものと思われる。ただし、他の部署や機関等との協議が必要な新規政策、主な公共機関長の人事等については、多少遅れを見せる可能性がある。
- **(国税庁)**過去の国税庁は、政治的に敏感な時期には、税務調査を自制するなどして消極的な運営を行う傾向があったものの、現弾劾の局面においても、基本的にそのような基調で税務行政が運営されるものと展望される。国税庁は年末の総合不動産税の納付、年末精算等の正規の当面業務を中心に、行政力量を集中するものと予想される。ただし、現政府の政策基調に応じて予定されていた来年度の業務計画、新規政策の一部については、流動的な状態になり得るため、引き続き見守っていく必要がある。特に最近の税収不足等により厳格な税務調査が行われてきたものの、政局の安定する来年下半年頃には、国債発行等の別途の政策代案がなければ、税務調査は再度より厳しく行われる可能性がある。
- **(公正取引委員会)**既存の調査を進めていた案件につき、日程に応じて審議および議決が進められるものと予想される。申告事件に対して手続に応じて調査を行い、企業集団の規制と甲乙関係等の主

な 이슈에 關連しても、従前のように事件処理および關連政策が推進されるものと思われる。ただし、大規模な職權調査や新たな政策推進は自制する可能性がある。

- **(個人情報保護委員會)**委員會の性格上、彈劾政局による大きな影響を受けないものと予想される。委員會が扱う事件や政策についても、政治的に敏感な事案は多くない。彈劾政局においても、正常な委員會の審議と議決の進行がなされるものと予想されるが、人工知能(AI)やマイデータ等の主な政策の推進が多少遅れる可能性がある。
- **(放送通信委員會)**大統領彈劾により、現在進行中の放送通信委員長に対する彈劾の可否と時期は、更に予測が難しくなり、現在空席である常任委員らの任命時期も不透明である。2人体制議決の手続的な違法性まで論争となっている状況であるため、委員會の正常化は当分の間、容易ではないものと展望され、同期間中に新たな調査や重要な処分、議決が行われることは難しいものと予想される。

For Questions or Comments

[日本チーム]

TEL. 02 316 4114 E-Mail. jpg@shinkim.com

- 朴寅東 (パク・インドン、パートナー) T. +82-2-316-1839 E. idpark@shinkim.com
- 金永根 (キム・ヨングン、パートナー) T. +82-2-316-1608 E. ygkim@shinkim.com
- 金潤希 (キム・ユンヒ、パートナー) T. +82-2-316-4025 E. yhekim@shinkim.com
- 金亨駿 (キム・ヒョンジュン、顧問) T. +82-2-316-4503 E. hjunkim@shinkim.com

-
- 鄭聖龜 (ジョン・ソング、パートナー) T. +82-2-316-4763 E. skcheong@shinkim.com
 - 李昌勳 (イ・チャンフン、パートナー) T. +82-2-316-4645 E. chlee@shinkim.com
 - 姜信旭 (カン・シンウク、パートナー) T. +82-2-316-4059 E. sokang@shinkim.com
 - 金光在 (キム・グァンジエ、パートナー) T. +82-2-316-1624 E. kjakim@shinkim.com
 - 金成範 (キム・ソンボム、パートナー) T. +82-2-316-4432 E. sbkim@shinkim.com
 - 張大燮 (ジャン・デソプ、顧問) T. +82-2-316-4639 E. dsjang@shinkim.com

SHIN & KIM

법무법인(유) 세종

法務法人(有)世宗のニュースレターに掲載された内容および意見は、一般的な情報提供の目的で発行されたものであり、ここに記載された内容は、法務法人(有)世宗の公式的な見解や具体的な事案についての法的な意見ではないことをお知らせ致します。